



政統発 0228 第 6 号
令和 4 年 2 月 28 日

公益社団法人 全日本不動産協会 理事長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)



2022（令和 4）年国民生活基礎調査への協力について（依頼）

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では昭和 61 年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査（以下「調査」とします。）を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2022（令和 4）年調査を 6 月 2 日及び 7 月 14 日の両日に実施いたします。

調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の 4 月中旬、また実際の調査のために 6 月 2 日及び 7 月 14 日の前後 1～2 週間程度の間に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を講じた上で、調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性等を説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様の御理解はもとより、関係各位の御協力が不可欠です。

つきましては、本調査の実施に関する記事を貴会会員の皆様が発行する広報誌等へ掲載していただくことなどについての御周知方、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要及び調査員が持参する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する書類を添付いたしますので、貴会会員の皆様への周知等に御活用ください。

後日、貴会への広報用の版下を送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省

政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付
世帯統計室 国民生活基礎統計第一係

TEL : 03 (5253) 1111 (内線 : 7587)

2022（令和4）年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、令和2年国勢調査区から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯（約27万7千世帯）及び世帯員（約66万1千人）を調査客体とする。

介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者（約6千人）を調査客体とする。

所得票及び貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯（約5万世帯）及び世帯員（約12万人）を調査客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の時期

世帯票・健康票・介護票…………… 令和4年6月2日（木）

所得票・貯蓄票…………… 令和4年7月14日（木）

（注：所得については、令和3年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票…………… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

健康票…………… 自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、日常生活における機能制限、悩みやストレスの状況、こころの状態、健康診断等の受診状況等

介護票…………… 介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、主な介護者の介護時間、家族等と訪問介護事業者による主な介護内容等

所得票…………… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

貯蓄票…………… 貯蓄現在高、借入金残高等

5 調査の方法

（1）準備調査については、調査員が令和2年国勢調査区地図又は調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

（2）本調査については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。なお、貯蓄票については密封回収とし、健康票及び所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とする。

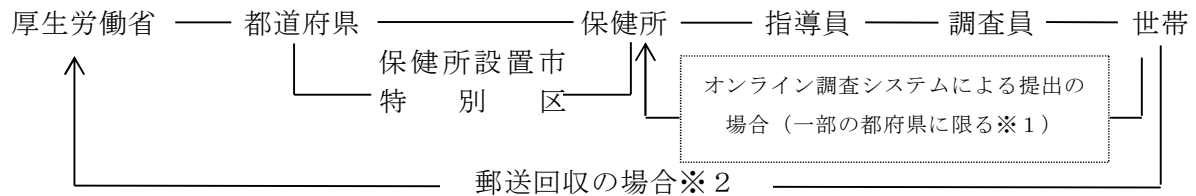
また、一部の都府県については、調査員により回収する方法に代えて、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）による提出も可能とする。

ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収する。

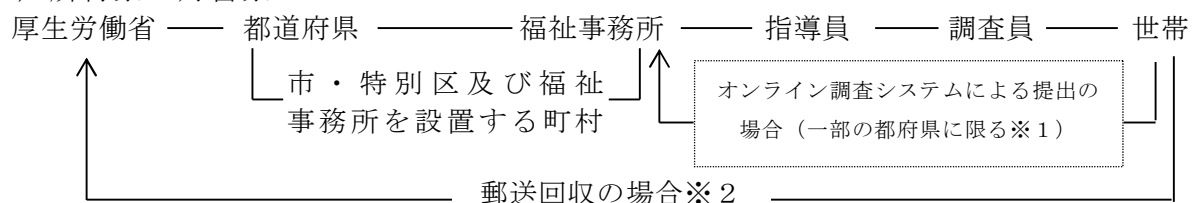
なお、2022（令和4）年調査においては、新型コロナウイルス感染症の状況における特例として、訪問回数の目安は3回とする。また、面接できたものの、調査員が回収するのが困難な場合（新型コロナウイルス感染症の感染防止のため調査員との接触を減らす等）についても郵送にて調査票を回収することを可とする。

6 調査の系統

（1）世帯票・健康票・介護票



（2）所得票・貯蓄票



※1 一部の都府県とは、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府である。

※2 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。

ただし、令和4年調査においては、特例として、訪問回数の目安は3回とする。

また、面接できたものの、調査員が回収するのが困難な場合は、郵送回収とする。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）が行う。

調査結果は「2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況」及び「2022（令和4）年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する。

厚生労働省ホームページ(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

調査対象世帯の皆さまへ



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



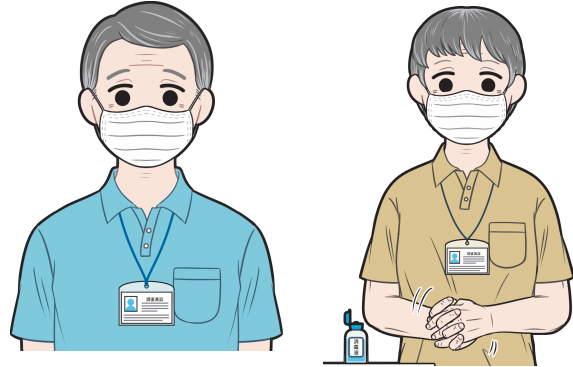
政府統計

2022(令和4)年「国民生活基礎調査」 新型コロナウイルス感染症の予防に努めて調査を実施します

「国民生活基礎調査」では、対象となっている世帯の皆さまが、安心・安全に調査にご協力いただけるよう、以下のような対策を行っています。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

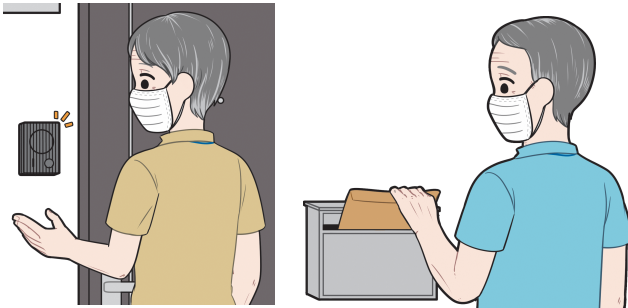
1

調査員はマスクを着用し、
咳エチケットなどを徹底
して訪問します。



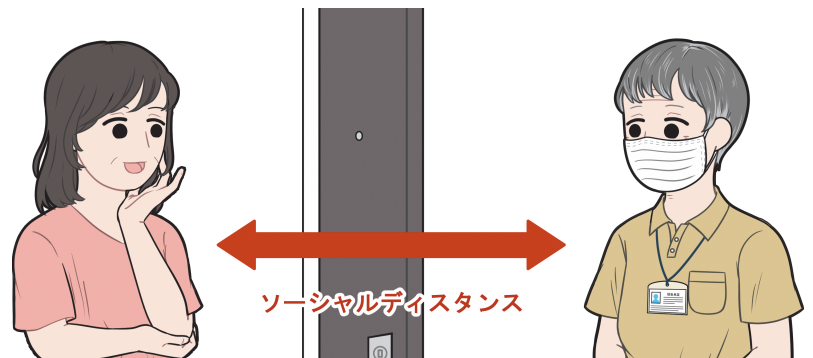
2

感染者の多い地域では、調査の説明はインターホン越しなどで行い、
調査書類は郵便受け・ドアポスト
などに入れて配布します。ご不在
の場合は、直接郵便受けやドアポ
ストなどに入れて配布します。



3

対面での説明が必要となる
場合は、一定の距離を
保ち、簡潔に行います。



調査の実施についてのお知らせ

2022
(令和4)年ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

国民生活基礎調査 を実施します

今年は皆さまがお住まいの地域で
実施することになりました

4月の中旬頃から、調査員が伺います。
調査へのご協力をお願いします。

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、**4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問**し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。
- 答えていただいた内容は、**統計を作るためだけに用いられます**。
その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。
- 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された**地方公務員**です。お宅を訪問するときには、**調査員証を携帯**していますのでご確認ください。
- 調査員がお伺いする際には、世帯の皆様にもマスクの着用等の感染対策へのご協力をお願いいたします。

(2022(令和4)年国民生活基礎調査のポスター)



ご協力をお願いいたします。



? 2022(令和4)年 国民生活基礎調査 とは

6月2日と7月14日を調査日として、日本全国で実施する調査です。
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

- 国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が1986（昭和61）年から実施しており、今回が36回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。
- 全国で約28万世帯を抽出して行います。本年は、皆さまがお住まいの地域が調査対象となりました。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得と貯蓄に関する調査も実施します。

詳しくは、厚生労働省のホームページ
または動画チャンネル（YouTube）を
ご参照ください。



国民生活基礎調査

検索



国民生活基礎調査



※ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

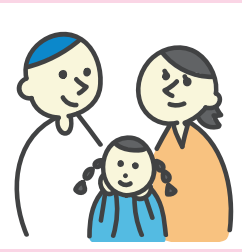
連絡先

国民生活基礎調査コールセンター

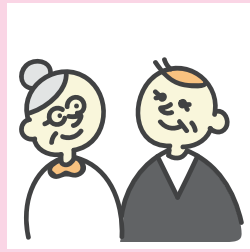


0570-055-004

受付時間：調査期間中 午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用になれます）
※ナビダイヤルの通話料金は、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。



国民生活基礎調査は 厚生労働省の施策の基礎資料を 得るための重要な調査です



調査によって得られた結果は様々なメディアにも取り上げられています

2019(令和元)年国民生活基礎調査の結果が **0テレNEWS24** に掲載されました

一人暮らしの世帯数 調査開始以来、最多に

2020年7月17日 19:39

記事全文

去年、厚生労働省が行った大規模調査で、一人暮らしの世帯の数が調査開始以来、最も多くなったことが分かりました。

厚生労働省は、毎年行っている国民生活基礎調査の2019年の結果を発表しました。今回は3年ごとの大規模調査の年にもあたります。

それによりますと、日本国内で一人暮らしの世帯は1490万7000世帯で、全世帯の28.8%にあたり、世帯数、割合ともに調査開始以来、最も多くなりました。

また、65歳以上の人のみか65歳以上の人と18歳未満の未婚の人で構成する「高齢者世帯」も、全世帯の28.7%にあたる1487万8000世帯で、いずれも過去最多です。

また、介護分野の調査では、介護が必要な人と主に介護する人がいずれも65歳以上という、いわゆる「老老介護」の割合は、回答した人のうち59.7%にのぼり、過去最多でした。

一方、生活が「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯の割合は54.4%で、2016年調査の56.5%より低下しました。

また、1世帯あたりの平均所得は552万3000円と、2016年調査の545万4000円より増えました。

この調査は去年6月から7月に行われたもので、厚労省は「現在、新型コロナウイルスの流行といった過去に例を見ない状況にあり、経済情勢も厳しい中、雇用や生活保護支給が大きな課題である」として、「問題解決に取り組んでいく」と述べました。

調査にご協力をお願いします